

平成 18 年 2 月 14 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

公開草案「四半期財務諸表の作成基準に関する
論点の整理」に対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 全般的事項

(1) 会計処理・開示等における重要性の判断

四半期開示の最大の前提・要請は「適時性」「迅速性」であることから、
情報利用者の判断を誤らせない範囲において、会計処理・開示等に関しては
四半期開示の目的に応じた重要性による判断ができる旨を明確に示してい
ただきたい。

(2) 財務諸表作成企業の業種等の多様性への配慮

財務諸表作成企業の業種や規模により各項目の重要性はそれぞれ異なる
ため、四半期財務諸表作成基準では中間財務諸表作成基準のように最低限の
規定を置くにとどめ、その他については一般的な例示とすることを検討いた
だきたい(後述6.(2)ご参照)。

また、財務諸表等規則において「別記事業」とされている事業を営む企業
については、一定の範囲内で業法において取扱いを委任する旨を記載してい
ただきたい。

(3) 経過措置

現行の四半期財務諸表開示において任意開示となっている項目について
は、対応のための体制整備に相応の時間を要することから、開示につき一定
の経過措置が講じられるべきである。

2.【主要論点2】四半期財務諸表の構成

(1) キャッシュ・フロー計算書について

キャッシュ・フロー計算書の作成は、実務的な負担が大きく早期開示の妨げにもなりうることから株主資本等変動計算書と同様にこれを義務付けるべきではない。資金の運用・調達自体をその本質とする金融業においてはキャッシュ・フロー計算書の情報価値は小さく、特に四半期開示については連結ベースの貸借対照表及び損益計算書の開示で十分であると考ええる。

(2) 株主資本等の変動に関する情報について

重要な株主資本等の変動があった場合にのみ、注記として開示する取り扱いに賛同する。

早期開示の要請及び開示企業の作成負担を考慮し、本取り扱いが原則とされるべきであり、株主資本等変動計算書の開示はあくまでも任意の位置付けであることが明確にされるべきである。

3.【主要論点3】四半期損益計算書関係の情報開示

(1) 「3か月情報」の開示は任意の開示事項とすべきである。

「3か月情報」は年度の業績見通しの進捗度と一致しないこと、業種によっては各四半期間での業績変動が極めて大きく財務諸表利用者の判断を誤らせることが懸念されることから、必ずしも適切な開示情報ではないと考える。

また、第8項において「四半期会計期間」を「3か月ごとに区切った会計期間」と定義することや、第24項において「四半期財務諸表における『実績主義』は、四半期会計期間を一会計期間と位置付け」ること自体が我が国における現行会計制度との平仄を失し、また企業における会計実務・業績把握の実態からも乖離し、利害関係者の利便性を損なう恐れのあるものと思われる。

「四半期会計期間」は第1四半期＝3か月、第2四半期＝6か月、第3四半期＝9か月とすることが、現行の会計実務からの素直な解釈であると考えられる。

(2) 「3か月情報」を任意開示として算定する場合でも原則「累計差額方式」とすべきである。

現行制度において「累計情報」の開示を基本とする企業にとって、「四半期単位積上げ方式」で「3か月情報」を開示することは、システム開発（単純な経理システムだけでなく根本的な基幹システム等を含む）や人員増強等極めて多大な負担（コスト）が発生するため、「累計差額方式」を原則とす

べきである。

具体的に「四半期単位積上げ方式」によるとした場合、通常の年度決算を前提とした会計帳簿とは別に各四半期用の会計帳簿を用意・保存する必要が生じ、決算関連システムはもちろん日々の取引を計上するシステムにおいても抜本的に数字の保有方法等を変更することが必要となる。これに対応するためには相当金額のシステム投資は不可避であり、また、その開発のために相当の時間を要することも容易に想像されることから、少なくとも長期にわたる経過期間の設置等の措置が必要と考えられる。

また、累計差額方式を採用する場合に「一定の要件」を設けるべきではない。為替換算の影響が重要な場合に該当するケースは、大規模な海外拠点であることが通常であり、システムの変更負担が大きくなる。「事業年度の財務諸表は、「四半期単位積上げ方式」と「累計差額方式」のどちらの方式をとった場合でも、所定の決算手続を経て作成」するとされているところ、年度途中の四半期決算のために多大なコストをかけてシステムを構築する合理性はないと考える。

- (3) 減損、評価減などの取り扱いについては、「洗替え法」が統合的な手法であると考えられる。

「切放し法」を採用すると、年度決算との関係で四半期の損益の状況を適切に表現することができなくなるおそれがあり、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性もある。

「(年度末のみならず)四半期末においても切放し法に統一すべき(あるいは原則とすべき)」可能性も言及されているが、事業年度ベースの決算手続では一事業年度を通期の会計期間とする処理を実施せざるを得ないこととの平仄を四半期決算手続においても重視すべきであり(「中間財務諸表作成基準注解」注1等を参照)利害関係者をミスリードしないように(「年度末は「切放し法」であるが)四半期末においては「洗替え法」に統一すべき(あるいは原則とすべき)」である。

- (4) その他

四半期積上げ方式を在外子会社等に適用する場合、四半期の損益は積み上げとなる一方で、四半期間の為替レートの変動は連結貸借対照表の為替換算調整勘定にさや寄せされることになるという理解でよいか確認したい。

4.【主要論点5】開示の適時性や迅速性のための簡便的な会計処理

- (1) 簡便な会計処理について

減価償却費の算定において合理的な予算制度に基づく年間償却予定額の

月数按分を許容する扱い(第47項)など、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲の簡便法については、広く容認されるべきである。

(2) 固定資産の減損損失の暫定的処理について

著しく重要な減損損失である場合を除き、原則的な方法で減損損失額を確定することが困難な場合は、「その旨を注記する方法(＝の方法)」が妥当とであると考える。

「暫定的な金額で減損処理を行った上でその旨を注記する方法(＝の方法)」は、不正確な情報を財務諸表利用者に与えることになり、かえって四半期財務諸表の信頼性を失うことも懸念される。また、事後的な四半期財務諸表の遡及修正にもつながることになり、実務的に煩雑だけでなく、財務諸表利害関係者の判断を誤らせることも考えられる。

(3) 法人税等及び繰延税金資産について

今回の四半期開示の取扱いにおいて既に貸倒引当金や減価償却等の処理の一部について重要性の観点から簡便法が許容されていること、税務において四半期は存在しないこと、などを考えると各四半期末における一時差異や永久差異の金額を精緻に算定するのは不可能かつ無意味である。

したがって、繰延税金資産の回収可能性の判断については、申告調整項目の範囲を重要な項目に限定するだけでなく、一時差異等の算定方法自体についても大幅な簡便的処理が容認されるべきである。

(4) 四半期財務諸表の簡略化について

早期開示の要請に対応するためにも、四半期財務諸表の簡略化等が検討されるべきである。

例えば、キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、損益計算書における「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」として一括表示する簡便法を採用するなどの対応が検討されるべきであると考える。

5.【主要論点6】第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い

(1) 遡及再修正について

我が国の現行実務では遡及再表示の会計慣行がないこと、早期開示の要請があること、さらに遡及再表示による他の開示項目への影響が多であること、などを踏まえると、年度決算や現行の中間決算において原則行っていない遡及再表示を四半期会計レベルで行うべきではないと考える。会計方針変更等の影響額は当該変更期間に負担させ、当該変更期間前の会計期間への影響額等は注記により開示すれば十分であることから、遡及再表示を行

わず影響額等の注記で対応する方法が採用されるべきである。

6.【主要論点7】注記情報

(1) セグメント情報について

四半期毎に各セグメントの比率・内容が激変する可能性が高いとはいえないことから情報としての有用性が低いと思われること、また作成の事務負担については第 83 項に記載された資産関連情報だけでなく損益情報も同等以上であることから早期開示の妨げとなりうること、などの理由からセグメント情報については、損益情報・資産関連情報ともに開示対象とするべきではない。

(2) その他の注記情報について

注記情報については、重要事項に開示を限定するという方向で議論を進めることに賛同する。

第 77 項に記載されたこのような開示の基本スタンスに則り、第 87 項に列挙された 9 項目については必須の注記項目とせず、第 88 項と同様に重要性を判断した上で開示される項目を例示したものとすべきである。

また、第 87 項の「重要な後発事象」については、3 か月毎の情報開示が実施されることにより後発事象は直後の四半期情報に適時・迅速に取り込まれることになるため、後発事象として開示する意味合いが薄れてくると考えられることから、あえて注記項目とする必要はないと考える。

(3) 「リース取引の注記」について

早期開示の要請と財務諸表利用者の活用度合いを考慮し、リース資産の重要性を勘案した注記の簡略化等が検討されるべきである。

以 上